

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する要領

令和6（2024）年9月

1 はじめに

軽度者（※）の福祉用具貸与については、その状態像から使用が想定しにくいいため、車いすや特殊寝台などは保険給付の対象外となっています。ただし、軽度者であっても福祉用具が必要な状態である事例があるため、一定の要件を満たす場合には、例外的に保険給付の対象となります。詳細は、以下の保険給付対象種目一覧表（表1）をご覧ください。

※要支援1・2、要介護1の被保険者。

ただし自動排泄処理装置については要介護2・3の被保険者も含まれます。

表1 保険給付対象種目一覧表

種 目	軽度者		中重度者	
	要支援1・2	要介護1	要介護2・3	要介護4・5
自動排泄処理装置 （尿のみを自動的に吸引するものを除く）	原則、保険給付の対象外 （一定の条件に該当する場合は、 保険給付の対象とする。）			
車いす及び車いす付属品				
特殊寝台及び特殊寝台付属品				
床ずれ防止用具				
体位変換器				
認知症老人徘徊感知機器				
移動用リフト（つり具の部分を除く）				
手すり			保険給付の対象	
スロープ				
歩行器				
歩行補助つえ				
自動排泄処理装置 （尿のみを自動的に吸引するもの）				

2 例外給付の判断基準

軽度者に対して、保険給付の対象外種目を例外給付するには、以下の要件があります。まずは要件1を確認し、該当しない場合は、要件2を確認してください。

要件1 厚生労働省の告示の基準で判断する場合 …P2、P3 参照

要件2 例外給付の対象とすべき状態像の該当で判断する場合 …P4 参照

3 要件1 厚生労働省の告示の基準で判断する場合

確認手順

厚生労働省の告示の基準（表2）（P3参照）の「厚生労働大臣が定める者」に対応する「基本調査の結果」に該当しますか。

はい

保険給付での貸与が可能です。市への申請は不要です。
※福祉用具貸与が必要な理由が記載されたサービス担当者会議録などを事業所において保管してください。

いいえ、または、
該当する基本調査項目なし

種目が、「車いす及び車いす付属品」または「移動用リフト」ですか。

はい

「車いす及び車いす付属品」の場合、
日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者ですか。
「移動用リフト」の場合、
生活環境において段差の解消が必要と認められる者ですか。

はい

主治医から得た情報やサービス担当者会議などを通じた適切なケア
マネジメントにより、居宅介護支援事業者が必要と判断しますか。

はい

保険給付による貸与はできません。
自費での貸与や代替策をご検討ください。

いいえ

いいえ

要件2へ
(P4参照)

いいえ

保険給付での貸与が可能です。市へ以下の書類を提出してください。

①ケアプラン

②サービス担当者会議録の写し

③主治医意見書または診断書の写し（聴取し①②に転記した場合は不要）

※貸与の必要性は事業所判断のため「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する届出書」
の提出は不要です。

※福祉用具貸与が必要な理由が記載されたサービス担当者会議録などを事業所において保管し
てください。

表2 厚生労働省の告示の基準（平成27年3月27日厚生労働省告示第94号第31号）

対象外種目	厚生労働大臣が定める者	左記に該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次の <u>いずれか</u> に該当する者	
	（一）日常的の歩行が困難な者	基本調査項目1 - 7 歩行「3. できない」
	（二）日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※該当する基本調査項目なし →書類提出が必要です
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次の <u>いずれか</u> に該当する者	
	（一）日常的に起きあがり困難な者	基本調査項目1 - 4 起きあがり「3. できない」
	（二）日常的に寝返りが困難な者	基本調査項目1 - 3 寝返り「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査項目1 - 3 寝返り「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次の <u>いずれにも</u> 該当する者	
	（一）意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者	次の <u>いずれか</u> に該当する者
		基本調査項目3 - 1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外
		基本調査項目3 - 2～3 - 7のいずれか 「2. できない」
		基本調査項目3 - 8～4 - 15のいずれか 「1. ない」以外
		その他、主治医意見書により認知症の症状のある旨が記載されている場合
	（二）移動において全介助を必要としない者	基本調査項目2 - 2 移動「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト （つり具の部分を除く）	次の <u>いずれか</u> に該当する者	
	（一）日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査項目1 - 8 立ち上がり「3. できない」
	（二）移乗において一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査項目2 - 1 移乗「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	（三）生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※該当する基本調査項目なし →書類提出が必要です
カ 自動排泄処理装置 （尿のみを自動的に 吸引するものを除く）	次の <u>いずれにも</u> 該当する者	
	（一）排便において全介助を必要とする者	基本調査項目2 - 6 排便「4. 全介助」
	（二）移乗において全介助を必要とする者	基本調査項目2 - 1 移乗「4. 全介助」

4 要件2 例外給付の対象とすべき状態像の該当で判断する場合

確認手順

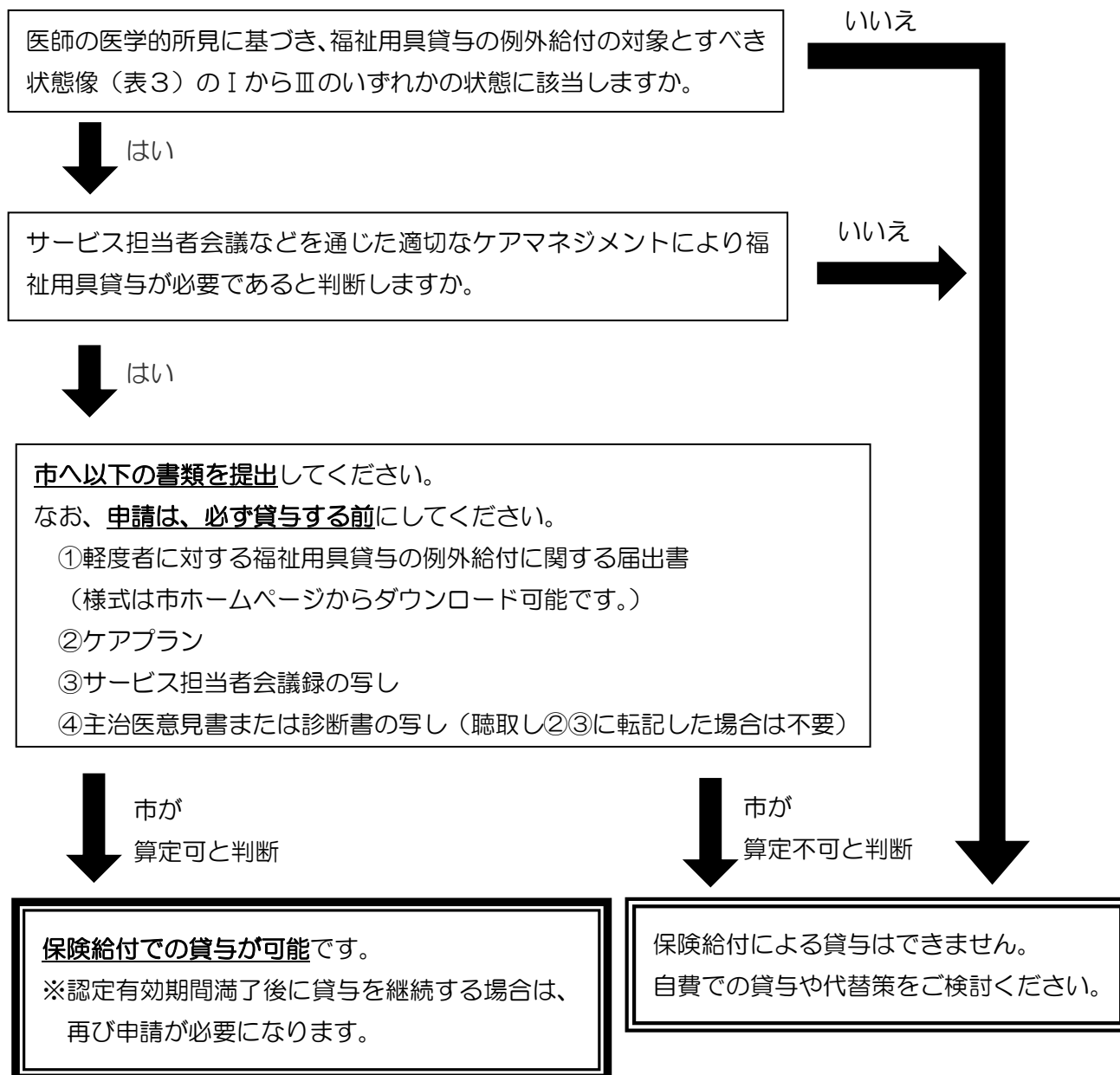


表3 福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像

Ⅰ	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に「厚生労働大臣が定める者（表2）」に該当する者 （例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象 等）
Ⅱ	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに「厚生労働大臣が定める者（表2）」に該当することが確実に見込まれる者 （例：がん末期の急速な状態悪化 等）
Ⅲ	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から「厚生労働大臣が定める者（表2）」に該当すると判断できる者 （例：喘息発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避 等）

- ・ 郵送、または窓口持参にてご提出ください。
- ・ 以下の表の事由に該当する場合、申請または連絡が必要になります。
- ・ 貸与開始前に申請を行うのが原則です。やむを得ない事情により貸与開始後に申請をする場合は、提出前に事前にご連絡ください。
- ・ 貸与開始後に申請書類を提出した場合、提出書類を受理した日の属する月の1日までしか遡及しませんので、ご注意ください。
- ・ 柏崎市の確認を受けていない状態で福祉用具の例外給付が行われていた場合、県の指導および監査などにより返還の対象となる場合があります。

事由	申請時期	提出書類
新規で貸与する場合	貸与を利用する前まで	①軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する届出書 (要件2の場合のみ) ②ケアプラン ③サービス担当者会議録の写し ④主治医意見書または診断書の写し(聴取し②③に転記した場合は不要)
貸与を継続する場合	認定有効期間が満了する前まで	
貸与種目を追加・変更する場合	追加・変更する前まで	
新規・更新・変更認定申請中であり、要介護度が未確定だが <u>新規の貸与</u> が必要な場合	貸与を利用する前まで (結果の判定前に事前提出を行ってください。)	
更新・変更認定申請中であり、要介護度が未確定だが <u>継続して貸与</u> が必要な場合	事前にご連絡ください。	・ 要介護2から要介護1のように中重度者から軽度者になる場合、新規貸与と同様の提出書類が必要です。 ・ 軽度者から中重度者になる場合、基本的に提出書類はありません。
貸与種目を削減・終了する場合	変更後ご連絡ください。	提出書類はありません。
担当の居宅介護支援事業所や、担当ケアマネジャーが変更となる場合	変更後速やかにご連絡ください。	提出書類はありません。
本人が柏崎市外へ転居される場合	変更後速やかにご連絡ください。	提出書類はありません。

問合せ

柏崎市 福祉保健部介護高齢課 地域包括支援係
 住 所：新潟県柏崎市日石町2番1号
 電話番号：0257-43-9125（直通）